

# 10 介護給付適正化の取組状況（令和5年度）

保険者名	★要介護認定の適正化					★ケアプランの点検				
	訪問調査件数		認定調査 完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検	ケアプラン 点検実施 件数	実施方法 (※1)	点検実施者 ・直営(事務職) ・直営(専門職) ・外部委託等	厚労省 ケアプラン 点検支援 マニュアル を活用	国保連 介護給付適正 化システムを 活用	府介護支援 専門員を 活用
	新規認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数								
1 京都市	25,250	37,445		○	355	その他	直営(専門職)	○	○	○
2 福知山市	1,151	2,456	393	○	7	事前・訪問	直営(事務職)		○	○
3 舞鶴市	1,124	1,596	670	○	55	事前・書面	直営(専門職)	○		○
4 綾部市	655	1,367	226	○	12	事前・面談	外部委託等			○
5 宇治市	3,277	4,625	1,039	○	45	事前・訪問	・直営(事務職) ・直営(専門職)	○		○
6 宮津市	462	599	158	○	14	事前・書面	直営(事務職)			○
7 亀岡市	1,537	2,168	371	○	51	事前・訪問	・直営(専門職) ・外部委託	○		○
8 城陽市	1,653	1,524	254	○	22	事前・訪問	直営(事務職)	○		○
9 向日市	817	1,069	244	○	6	その他	直営(事務職)			○
10 長岡京市	1,255	1,602	412	○	3	事前・面談	直営(事務職)			○
11 八幡市	1,376	2,038	331	○	25	事前・書面	・直営(専門職) ・外部委託等	○	○	○
12 京田辺市	741	1,076	386	○	18	事前・訪問	直営(事務職) 直営(専門職)			○
13 京丹後市	1,070	2,093	415	○	17	事前・書面	直営(事務職)	○		○
14 南丹市	659	802	259	○	8	事前・面談	・外部委託等 直営(事務職)	○		○
15 木津川市	1,139	1,749	312	○	940	その他	直営(事務職) 外部委託 (介護支援センター)	○		○
16 大山崎町	220	263	140	○	192	事前・書面 事前・訪問	直営(事務職)	○		○
17 久御山町	288	303	66	○	32	事前・書面	直営(事務職)			
18 井手町	153	169	84	○						
19 宇治田原町	95	130	28	○	6	当日・訪問	直営(専門職) 直営(事務職)			○
20 笠置町	33	48	21	○						
21 和束町	86	165	51	○						
22 精華町	392	594	228	○	3	事前・面談	直営(事務職)			○
23 南山城村	54	79	33	○						
24 狹野町	309	473	94	○	37	事前・書面	直営(事務職)			○
25 伊根町	66	77	35	○						
26 与謝野町	453	780	146	○	8	事前・書面	・直営(事務職) ・直営(専門職)			○
計	26		4	22	21					
実施率	100.00		15.38	100.00	80.77					

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名	★住宅改修・福祉用具													
	住宅改修の点検							福祉用具の点検						
	写真等による確認		利用者宅への訪問調査		リハビリ専門職の関与 (※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	購入調査 施件数	調査 施件数	実と調査 施件数	調査 施件数	リハビリ専門職の関与 (※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	調査 施件数	実と調査 施件数
	施工前	施工後	施工前	施工後										
1 京都市	○	7,115	7,115	8	2	7	その他 (建築専門職) 市町村職員	○	8,008	○	15	7	○	15
2 福知山市	○	258	242	2	0	1	市町村職員	○		○	0	1	○	0
3 舞鶴市	○	332	332	16	16									
4 綾部市	○	131	131											
5 宇治市	○	957	957	0	0									
6 宮津市	○	78	78											
7 亀岡市	○	442	442			7	市町村職員					7		
8 城陽市	○	465	465											
9 向日市	○	270	270					○	220					
10 泉佐野市	○	438	438	302	302	1	市町村職員	○	242			1		
11 八幡市	○	372	372	8	4						4			
12 京田辺市	○	314	282			7	市町村職員							
13 京丹後市	○	268	264					○	4				○	15
14 南丹市	○	167	167	2				○	12				○	55
15 木津川市	○	333	333											
16 大山崎町	○	70	70	1	0	1	地域リハセン	○	58				○	15
17 久御山町	○	77	77											
18 井手町	○	61	61											
19 宇治田原町	○	53	53											
20 笠置町	○	9	9			1	医療機関	○	12			1	○	1
21 和歌町	○	44	44					○	35					
22 精華町	○	157	157											
23 南山城村	○	24	24					○	13					
24 京丹波町	○	69	69			1	医療機関・事業所等	○	5					
25 伊根町	○	10	10	0	0	7・1	市町村職員	○	20				○	3
26 与野町	○	147	147	30	26	7・1	市町村職員	○	25				○	3
計	26							12		9				
実施率	100.00							46.15		34.62				

保険者名	★医療情報との突合・概算点検											☆給付実績等の活用						
	医療情報との突合		概算点検											給付実績の活用 (医療情報と突合の点数を除く)	民間システム等の活用	活用方法		
	突合要施件数	100.00	点検実施件数															
			①居宅介護支援請求におけるサービス受給状況一覧表	②重複請求一覧表	③療養期間回数チェック表	④単独請求明細書における差支額一覧表	⑤要介護認定期間の半額を超える短期入所受給者一覧表	⑥入退所を繰り返す受給者一覧表	⑦居宅介護支援要請者状況一覧表	⑧居宅介護支援要請者要請給付一覧表	⑨居宅介護支援にかかる費用一覧表	⑩程度の要介護者にかかる福祉用具費一覧表	⑪独自報酬算定事業所一覧表	合計 (概算～10)				
1 京都市	○	○	19,823	○	1,260	3,824	16,552	8,328	2,758	39,401	4,697	10,142	63,985	27	150,974	○	○	不正等の疑義のある事業所の給付実績を抽出し、内容の確認を行う
2 福知山市	○	○	700	○	31	171	685	319							1,206			
3 舞鶴市	○	○	818	○	68	53	689	617	11	4,012	44	208	4,505	1	10,208	○	○	ケアプラン点検や事業所運営指導時にトリートメントナーを活用
4 綾部市	○	○	626	○	16	203	799	259	393						2,588			
5 宇治市	○	○	2,480	○	114	294	1,969	978						48	3,403			
6 宮津市	○	○	222	○	7	57	196	190							450	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
7 亀岡市	○	○	1,138	○	54	65	870	563	136	2,669	38	297	3,439	0	8,131	○	○	トリートメントナーで給付実績データと認定データを突合し、運営指導やヒアリングシートで内容確認
8 城陽市	○	○	985	○	32	116	713	444							5,524			
9 向日市	○	○	461	○	5	29	224	113							371			
10 長岡京市	○	○	1,013	○	16	24	760	452	112	2,468	8	420	8,100		12,360			
11 八幡市	○	○	1,031	○	25	110	877	463							1,988			
12 栗田辺市	○	○	734	○	20	75	317	240							652	○	○	
13 京丹後市	○	○	742	○	45	150	2,149	396							4,287			
14 南丹市	○	○	695	○	27	65	340	231	228	1,197	57	265	1,137	0	3,691	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
15 木津川市	○	○	847	○	30	187	730	282	15						1,422			
16 大山崎町	○	○	317	○	14	44	102	89	37	485	6	99	796	0	1,672			
17 久御山町	○	○	204	○	4	33	94	95	7	100	96	27	1,016	0	1,297	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
18 井手町	○	○	96	○	0	19	148	47	16	281	26	50	902	0	1,489	○	○	給付実績と認定調査等のデータを組み合わせ給付費の適正化をはかる
19 宇治田原町	○	○	142	○	12	6	80	52							885			
20 笠置町	○	○	24	○	2	10	5	11	4	14	10	7	17		73			
21 和歌町	○	○	82	○	0	18	71	27							116			
22 精華町	○	○	311	○	7	36	190	141							374			
23 南山城村	○	○	42	○	2	112	6	6	32	39		8	153		75			
24 京丹波町	○	○	353	○	11	88	220	79	221						1,095	○	○	トリートメントナー(給付実績データと認定データを突合し、ケアプラン等の内容について確認を行う)
25 伊根町	○	○	17	○	5	8	12	23	0	44	4	9	80	0	185			
26 与野町	○	○	65	○	5	19	185	132	1	946	10	85	656		2,039			
計	26	26	100.00	100.00	100.00										9	9		
実施率	100.00	100.00													34.62	34.62		

保険者名	★介護給付費通知			適正化主要事業 実施状況	
	発送頻度	通知対象 サービス (※3)	通知するまでの工夫	実施事業数	実施率
1 京都市	○ 年1回	居宅		5	100.0%
2 福知山市				4	80.0%
3 舞鶴市				4	80.0%
4 綾部市				4	80.0%
5 宇治市				4	80.0%
6 宮津市				4	80.0%
7 亀岡市	○ 年1回	居宅・施設・地密	この通知による手続き等必要な旨を明記する。	5	100.0%
8 城陽市				4	80.0%
9 向日市				4	80.0%
10 泉佐野市				4	80.0%
11 八幡市	○ 年1回	居宅・施設・地密		5	100.0%
12 京田辺市	○ 年2回	居宅・施設・地密	封筒に支払や還付の通知ではない旨、印字している。	5	100.0%
13 京丹後市				4	80.0%
14 南丹市				4	80.0%
15 木津川市				4	80.0%
16 大山崎町	○ 年1回	居宅		5	100.0%
17 久御山町				4	80.0%
18 井手町				3	60.0%
19 宇治田原町				4	80.0%
20 笠置町				3	60.0%
21 和歌町				3	60.0%
22 精華町				5	100.0%
23 南山城村				3	60.0%
24 京丹波町				4	80.0%
25 伊根町	○ 年1回	居宅・施設・地密	高額介護サービス費の通知と同封している。	4	80.0%
26 与野野町				4	80.0%
計	6			4.1	81.5%
実施率	23.08				

(※1)  
★ケアプランの点検  
実施方法

1. 事前にケアプランの提出を求め、役所(役場)で審査のみ実施。  
→【事前・書面】

2. 事前にケアプランの提出を求め、後日、役所(役場)で面談により実施。  
→【事前・面談】

3. 事前にケアプランの提出を求め、後日、保険者が事業所を訪問して実施。  
→【事前・訪問】

4. 保険者が事業所を訪問し当日、ケアプランの提出を求め、実施。  
→【当日・訪問】

5. その他

(※3)  
★介護給付費通知  
通知対象サービス

1. 居宅サービスのみのみ→【居宅】

2. 施設サービスのみのみ→【施設】

3. 地域密着型サービスのみのみ→【地密】

4. 居宅サービス及び施設サービス→【居宅・施設】

5. 居宅サービス及び地域密着型サービス→【居宅・地密】

6. 施設サービス及び地域密着型サービス→【施設・地密】

7. 居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス→【居宅・施設・地密】

(※2)  
★ケアプランの該当している項目名を表記。

■住宅改修後の点検  
■住宅改修利用へのリハ職等の関与  
■住宅改修申請書の提出後、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。

・(ア) 被保険者から抽出された住宅改修費の支給申請書の提出後、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある

・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行っている仕組みがある

■福祉用具利用へのリハ職等の関与  
■福祉用具の利用に際し、リハビリテーション専門職が適切に関与しているか。

・(ア) 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具の計画も合わせて点検を行う

・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉用具計画の作成時にリハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある

・(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある